

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例

立川市地域学習館条例（平成19年立川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後

別表第1（第2条関係）

名称	位置
立川市柴崎学習館	立川市柴崎町2丁目15番8号
立川市砂川学習館	立川市砂川町1丁目52番地の7
……略……	……略……

別表第2（第9条関係）

施設区分	使用区分	使用料
立川市柴崎学習館	午前	3,500円（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあっては、

改正前

別表第1（第2条関係）

名称	位置
立川市柴崎学習館	立川市柴崎町2丁目15番8号
……略……	……略……

別表第2（第9条関係）

施設区分	使用区分	使用料
立川市柴崎学習館	午前	3,500円

	ホール		4,200円)
		午後	5,500円 (土曜日 及び日曜日等に あつては、6,600 円)
		夜間	6,500円 (土曜日 及び日曜日等に あつては、7,800 円)
		全日	13,000円 (土曜 日及び日曜日等 にあつては、 15,600円)
	……略……	…略…	……略……
<u>立川市砂川学習館</u>	健康サロン	…略…	……略……
	<u>講堂</u>	午前	1,400円
		午後	2,100円
		夜間	2,500円
		全日	4,600円

	ホール		
		午後	5,500円
		夜間	6,500円
		全日	13,000円
	……略……	…略…	……略……
	健康サロン	…略…	……略……

	<u>調理室</u>	午前	<u>1,100円</u>				
		午後	<u>1,700円</u>				
		夜間	<u>2,000円</u>				
		全日	<u>4,000円</u>				
	<u>第1教室</u>	午前	<u>1,000円</u>				
		午後	<u>1,500円</u>				
		夜間	<u>1,800円</u>				
		全日	<u>3,300円</u>				
	<u>第2教室</u>	午前	<u>500円</u>				
		午後	<u>800円</u>				
		夜間	<u>1,000円</u>				
		全日	<u>1,800円</u>				
	<u>和洋室</u>	午前	<u>1,000円</u>				
		午後	<u>1,600円</u>				
		夜間	<u>2,000円</u>				
		全日	<u>3,600円</u>				

……略……	……略……	…略…	……略……
立川市錦学習館	講堂	午前	3,500円（日曜日等にあつては、 <u>4,200円</u> ）
		午後	5,500円（土曜日及び日曜日等にあつては、 <u>6,600円</u> ）
		夜間	6,500円（土曜日及び日曜日等にあつては、 <u>7,800円</u> ）
		全日	13,000円（土曜日及び日曜日等にあつては、 <u>15,600円</u> ）
……略……	……略……	…略…	……略……

備考

(1) 及び (2) ……略……

(3) 使用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴する場合における使用料は、使用の承認をした使用区分に係る使用料に、次に掲げる率で算定した額を加算

……略……	……略……	…略…	……略……
立川市錦学習館	講堂	午前	3,500円
		午後	5,500円
		夜間	6,500円
		全日	13,000円
……略……	……略……	…略…	……略……

備考

(1) 及び (2) ……略……

(3) 使用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴する場合における使用料は、使用の承認をした使用区分に係る使用料に、次に掲げる率で算定した額を加算

する。

ア 入場料等が1人当たり300円未満であるときは、100分の15

イ 入場料等が1人当たり300円以上500円未満であるときは、
100分の25

ウ 入場料等が1人当たり500円以上であるときは、100分の40

(4) 附属設備及び物品を使用するときは、それぞれにつき、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに5,000円以内の範囲で委員会が定めた額を加算する。

(5) 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

する。

ア 入場料等が1人当たり300円未満であるときは、100分の20

イ 入場料等が1人当たり300円以上500円未満であるときは、
100分の30

ウ 入場料等が1人当たり500円以上であるときは、100分の50

(4) 立川市柴崎学習館のホール及び立川市錦学習館の講堂については、土曜日の午後、夜間及び全日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を使用するときは、使用の承認をした使用区分に係る使用料の100分の20を加算する。

(5) 附属設備及び物品を使用するときは、それぞれにつき、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに5,000円以内の範囲で委員会が定めた額を加算する。

(6) 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中立川市柴崎学習館の項、立川市錦学習館の項及び備考に関する部分は、令和8年5月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同年4月30日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。